労働者派遣事業に関わる情報（マージン率の公開）

※労働者派遣法により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられています。（法第 23 条第５項）

■株式会社日本技術センター　　対象期間：2022.4.1～2023.3.31

◇姫路本社　〒670-0965　姫路市東延末 4-73

①派遣労働者の数	784 人
②派遣先の数	104 社
③派遣料金の１人あたりの平均額	18,713 円（1 日８時間あたり換算）
④賃金の１人あたりの平均額	13,010 円（1 日８時間あたり換算）
⑤マージン率　　※（③ － ④）÷③	30.4%
⑥福利厚生	社会保険完備・育児介護休業制度有・健康診断有
⑦教育訓練に関する事項	安全衛生教育、マナー、キャリア形成支援 キャリアコンサルティング相談窓口 TEL:079-225-3355
⑧労使協定の締結	有　（有効期限：2024.3.31） 労働者の範囲：派遣業務に従事するすべての従業員

マージンに含まれる費用

- 社会保険料・労働保険料（健康保険・厚生年金・介護・雇用・労災保険料の事業主負担分）
- 退職金引当費用
- 教育訓練費用（キャリア形成支援にかかる教育訓練費用・入社時教育訓練費用等）
- 健康診断費用、制服や作業着の費用
- 会社運営経費（募集費用、事務管理費用、営業費用、人件費等）

2023 年 4 月 1 日更新

労働者派遣事業に関わる情報（マージン率の公開）

※労働者派遣法により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金と派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられています。（法第 23 条第５項）

■株式会社日本技術センター　　対象期間：2022.4.1～2023.3.31

◇東大阪事業所　〒577-0056　大阪府東大阪市長堂 1-3-14 トクヤスビル 3F

①派遣労働者の数	526 人
②派遣先の数	66 社
③派遣料金の１人あたりの平均額	17,211 円（1 日８時間あたり換算）
④賃金の１人あたりの平均額	12,739 円（1 日８時間あたり換算）
⑤マージン率　　※（③ － ④）÷③	26.0%
⑥福利厚生	社会保険完備・育児介護休業制度有・健康診断有
⑦教育訓練に関する事項	安全衛生教育、マナー、キャリア形成支援 キャリアコンサルティング相談窓口 TEL:06-6787-8077
⑧労使協定の締結	有　（有効期限：2024.3.31） 労働者の範囲：派遣業務に従事するすべての従業員

◇千葉営業所　〒261-0005　千葉県千葉市美浜区稲毛海岸 4-11-4 川島ビル２Ｆ　Ｃ号室

①派遣労働者の数	164 人
②派遣先の数	11 社
③派遣料金の１人あたりの平均額	16,351 円（1 日８時間あたり換算）
④賃金の１人あたりの平均額	12,094 円（1 日８時間あたり換算）
⑤マージン率　　※（③ － ④）÷③	26.0%
⑥福利厚生	社会保険完備・育児介護休業制度有・健康診断有
⑦教育訓練に関する事項	安全衛生教育、マナー、キャリア形成支援 キャリアコンサルティング相談窓口 TEL:043-243-5632
⑧労使協定の締結	有　（有効期限：2024.3.31） 労働者の範囲：派遣業務に従事するすべての従業員

マージンに含まれる費用

- 社会保険料・労働保険料（健康保険・厚生年金・介護・雇用・労災保険料の事業主負担分）
- 退職金引当費用
- 教育訓練費用（キャリア形成支援にかかる教育訓練費用・入社時教育訓練費用等）
- 健康診断費用、制服や作業着の費用
- 会社運営経費（募集費用、事務管理費用、営業費用、人件費等）

2023 年４月１日更新